

一般用マイクロデータ（仮称）の作成及び利活用について

独立行政法人統計センター 滝澤 有美 総務省統計局 平澤 鋼一郎

1 背景及び目的

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第 II 期公的統計基本計画。以下、「基本計画」と言う。）が平成 26 年 3 月 25 日に閣議決定された。

基本計画には「統計リテラシー等の向上」の一環として「広く一般に提供可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」について、提供に向けた取組を推進する」との記載があり、その対応時期は「平成 27 年度中」とされている。

一方、統計センターでは、公的統計の二次的利用を推進するための研究活動の一環として、高次元クロス集計表を用いた「擬似マイクロデータ」の研究を行い、平成 16 年全国消費実態調査の集計表から作成したデータについて、平成 23 年 8 月から試行提供を行っている。

擬似マイクロデータは、高次元クロス集計表の統計量の確率分布に基づき、乱数を発生させて作成したマイクロデータ形式のデータであるが、一般用マイクロデータ（仮称）については、基本計画に「集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する」と記載されており、擬似マイクロデータの作成を通じて確立してきた技術的手法は、一般用マイクロデータ（仮称）の作成にも活用できるものと言える。

以上の状況に基づき、統計局及び統計センターでは、基本計画の推進に資するため、擬似マイクロデータの研究成果を活かす形で、量的変数の集計結果表を用いた一般用マイクロデータ（仮称）の作成及び利活用に関する共同研究を実施中であり、平成 27 年度中に一般用マイクロデータ（仮称）の提供を開始することを目指している。

2 作成について

一般用マイクロデータ（仮称）の作成については、次の手順を想定している。

- (1) 秘匿の観点から、公表可能な統計量（度数及び数量（平均、分散等））を決定する。
- (2) (1)の統計量に基づく集計結果表を作成し、既存結果表との照合審査を経た後、これを公表する。
- (3) (2)で公表した集計結果表に含まれる統計量に基づき乱数を発生させ、マイクロデータ形式のデータを作成する。
- (4) (3)のデータに対し必要に応じてリサンプリング及び集計用乗率調整等の加工を行った後、一般用マイクロデータ（仮称）として提供を開始する。

3 利活用について

一般用マイクロデータ（仮称）の利活用については、大学等における統計教育・訓練の用途に加え、ビジネスにおける統計の実践的学習や各種システム開発のためのデータテスト等、幅広い用途に利活用可能な環境の構築を目標としている。